

## 平成31年度ISO9001、14001内部監査員養成講座入札公告

### 1. 趣旨

公益財団法人 川崎市産業振興財団(以下「財団」という。)では「平成31年度 ISO9001、14001 内部監査員養成講座」を開催するにあたりその業務の一部を委託します。その業務について以下の通り「総合評価一般競争入札」による実施者募集を行います。

### 2. 入札方式

次の資格・条件を満たす法人または団体の中から、「総合評価一般競争入札」により決定いたします。

決定後は財団と速やかに契約を締結した上で、委託期間内に履行及び完了いただきます。

### 3. 委託名

平成31年度 ISO9001、14001 内部監査員養成講座委託業務

### 4. 参加要件

次の項目に該当する事業者とします。

- 川崎市競争入札参加資格名簿に登録しており、川崎市内に本社もしくは支店等がある業者であること。
- 本財団または官公庁においての ISO 内部監査員養成講座や類似の講座を、直近3年間、2回以上連続して担当している実績があること。

### 5. 入札保証金

上記参加要件により、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱第9条第1項第2号に基づき入札保証金の納付は免除します。

### 6. 契約書

別紙のとおり（応募者が契約書を作成する必要はありません。）

### 7. 委託料上限額

¥2,750,000 円（消費税および地方消費税を含まず）

### 8. 委託期間

契約を締結した日から平成32年3月12日とします。

## 9. 提出書類

(ア) 提案書（任意書式）

(イ) 会社案内など業務実績、従業員の数、資本金その他の経営の規模及び状況を確認できる書類

(ウ) 入札(見積)書（別紙：第3号様式）＜注：税抜きの金額を記載して下さい。＞

(エ) 委任状（別紙：代理人による提出・もしくは書留郵便による提出の場合）

## 10. 提出部数

上記提出書類のうち、(ア)・(イ)は各6部、(ウ)－(エ)は1部とします。

## 11. 本公告に関する質問

(ア) 質問方法

質問は文書（書式は自由）により行うものとし、電子メールにて送付してください。  
なお、質問を行う場合は、電話等により質問文書の到達を直接確認してください。

(イ) 受付期限

平成31年2月8日(金)～2月20日(水) 午後3時

## 12. 提出書類の受付期間、提出先および提出方法

(ア) 受付期限

平成31年2月8日(金)～2月20日(水) 午後3時

(イ) 提出先

公益財団法人 川崎市産業振興財団 産業支援部 事業推進課 担当：葉山  
〒212-0013 川崎市幸区堀川町66番地20

(ウ) 提出方法

直接持参または書留郵便(受付期間必須)にて提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

## 13. 結果の通知

平成31年2月22日(金)午後 応募者に対し、選定後速やかに電子メールにて通知します。

## 14. 審査方法

事業者の選定は、複数の審査委員による審査会により、応募提出書類をもとに、次の評価項目（カッコ内は審査内容）により評価を行います。

- 業務遂行能力（実績・経験）
- 業務提案内容（セミナープログラムの実践性）

- 業務実施体制（人員配置・責任体制）
- 入札金額（予定価格の制限の範囲内）

## 15. その他

本応募に関して必要となる経費は、応募者側の負担とします。

## 16. 注意事項

次の各号の一に該当する場合、無効となりますので、ご注意ください。

- (ア) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (イ) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書
- (ウ) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (エ) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (オ) 入札者の記名押印のない、又は押印制度のない国においては署名のない入札書
- (カ) 入札書中その要領が不明確なもの
- (キ) 入札に関し不正の行為があった者
- (ク) 再度入札以降、前回の最低価格以上の価格で入札をした者
- (ケ) 最低制限価格が設定されている場合に、その価格に満たない価格で入札した者
- (コ) 予定価格が事前公表されている場合に、その価格を超える価格で入札した者
- (サ) 積算内訳書の提出を求めている入札において、その提出をしない者
- (シ) 入札参加者に設計書等の購入を求めている入札において、その購入が確認できない者
- (ス) 指定した以外の方法により入札をした者

問い合わせおよび書類提出先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 66 番地 20 川崎市産業振興会館 6 階  
公益財団法人 川崎市産業振興財団 産業支援部 事業推進課 担当：葉山  
TEL：044-548-4114 FAX：044-548-4110  
E-mail：iso@kawasaki-net.ne.jp



第7号様式

収入  
印紙欄

契 約 書

契約番号

年度

- 1 件 名 平成31年度ISO9001、14001内部監査員養成講座委託業務
- 2 納入又は履行場所
- 3 契約金額  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 )
- 4 期 間 着手期限 年 月 日  
履行期限 年 月 日
- 5 契約保証金

上記の について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 川崎市幸区堀川町66番地20  
公益財団法人川崎市産業振興財団  
理事長

印

受注者(受託者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

# 契約約款

## (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (著作権の譲渡等)

- 第3条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第5条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第

9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### (一括委託の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

#### (秘密の保持)

第5条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (個人情報の適正な維持管理)

第5条の2 受注者は、業務を行う上で川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)に規定する個人情報(以下この条において「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

#### (業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。
- 3 履行期限内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により物価等に著しい変動を生じ契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して契約金額を変更するものとする。

#### (受注者の請求による履行期間の延長)

第7条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

#### (臨機の措置)

第8条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### (業務の報告又は調査)

第9条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

#### (損害の負担)

第10条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

#### (検査及び引渡し)

第11条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届（または納品書）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届（または納品書）を受領した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

5 発注者は、前項の規定により業務が完了したときは、契約保証金（契約保証金の納付に代え提供されている担保を含む。以下「保証金等」という。）を受注者に返還しなければならない。

#### (代金の支払)

第12条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して翌月末日までに、代金を支払うものとする。

#### (部分使用)

第13条 発注者は、第11条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (かし担保)

第14条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、第11条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、設計については、引渡しを受けた日から3年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 発注者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償を請求することは



できない。ただし、受注者がかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がかし内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

第15条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。

- 3 損害金は、代金、保証金等その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第12条の規定による代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

#### (解除権の行使事由)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

- (5) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

- (8) この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (9) この契約に関して、受注者が、第6号又は第7号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項に規定する場合のほか、発注者は、発注者の都合により必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により業務内容を変更したため契約金が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第6条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

#### **(解除の効果)**

第17条 前条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定により契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。
- 4 第2項の既済部分の代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 前条第1項の規定により契約を解除したときは、保証金等は発注者に帰属する。この場合において受注者は、担保を提供しているときは、当該担保と現金の引換えを請求することができる。
- 6 前条第2項及び第3項の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

#### **(契約が解除された場合の損害賠償金)**

第17条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条の規定により契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等
- 3 第1項の損害賠償金は、代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

#### **(解除に伴う措置)**

第18条 受注者は、第16条の規定により契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは

原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、第16条の規定により契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 3 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第16条第1項によるときは受注者が負担し、同条第2項又は第3項によるときは発注者が負担する。
  - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 6 第1項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条第1項によるときは発注者が定め、同条第2項及び第3項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

#### **(不正行為に対する賠償金等)**

- 第19条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
  - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。
  - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げる

ものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金等その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

**(保険)**

第20条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

**(発注者への報告等)**

第20条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

**(疑義の決定)**

第21条 設計図書に疑義が生じたときは、発注者の解釈に従うものとする。

**(その他)**

第22条 この約款に定めのない条項については、公益財団法人川崎市産業振興財団契約要綱によるほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議が調わないときは発注者の裁定によるものとする。

(契約関係内訳用紙)

	品名又は件名	数量	単価	金額
	規格・形状寸法	単位		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
		計		
		うち消費税額及び地方 消費税額		



第 3 号様式

入札(見積)書													
										年	月	日	
(あて先)公益財団法人川崎市産業振興財団理事長													
住所 商号又は名称 代表者名													
印													
次の金額で請負(供給)したいので財団契約要綱を堅く守り入札(見積り)します。													
			十 億			百 万			千			円	
(件名 )													
(履行場所 )													

- (注) 1 本書は、入札(見積り)件名を記載した封筒に封入してください。
- 2 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入し、頭初に¥を記入してください。訂正したものは無効とします。





## 委任状

私は、平成31年度ISO9001、14001内部監査員養成講座委託業務の入札において、次のものを代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
- 1 入札（見積）に関すること。
  - 2 結果の通知を受けること。

平成 年 月 日

（あて先）公益財団法人川崎市産業振興財団 理事長

委任者（代表者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所在地

商号又は名称

職氏名

印